

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十年八月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ヤマダ電機テックランド奈良八条店

所在地 奈良市八条町三六三一ほか二十筆

二 述べられた意見の概要

四条大路南町自治会住民

以下について対応を要望する。

1 ヤマダ電機の東側出口が菰川を隔てた当自治会最南端の住居の目前に位置することから、東側駐車場からの騒音、排気ガス、埃、振動等への対応のため、東側出入り口をなくす、又は現在の位置から南端まで移動させてほしい。

2 駐車場から出る車輛の騒音、排気ガス、埃及びヘッドライトによる住居への照射が大いに懸念されるため、駐車場の北東側から東側までは、遮音及び遮光効果のある外壁又は背の高い樹木の植樹をしてほしい。

3 ヤマダ電機の西側出口及び東側出口から出た多数の車輛が県道に出てすぐ菰川東側河川敷から当自治会に進入し通り抜けていくことが容易に想像されるため、県道から菰川東側河川敷道路へ十時から二十二時までの間の進入を禁止する標識を設置し、進入については土曜日及び休日に限ることとしてほしい。また、この進入禁止時間帯には警備員を配置してほしい。ただし、ヤマダ電機出店後三箇月間は平日も警備員を配置してほしい。

4 駐車場は、営業時間外は出入りできないよう、夜間には閉鎖してほしい。

5 建設施工中の建設車輛の騒音及び振動による精神的ダメージ、不眠等の健康への影響並びに排気ガス、埃等による洗濯物等への影響が懸念されるため、建設工事は、騒音、振動、排気ガス、埃等へ配慮し、土曜日及び休日を除く平日八時から十七時までの時間帯に行ってほしい。

6 開店後の影響も容易に予想されるため、充分な説明並びに住民の意見を反映した計画の策定及び変更をしてほしい。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十年八月八日から同年九月八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 香芝市良福寺複合店舗

所在地 香芝市良福寺四七一―一ほか

二 述べられた意見の概要

香芝市良福寺住民

国道一六八号線良福寺東交差点が狭く、特に南方から左折を行う車両は、信号の「青矢印」が出ているのかかわらず、直進する信号待ち車両のため進行できない状態であることから、渋滞緩和策として、交差点に係る箇所につき道路の一部拡幅を要望する。

併せて、複合店舗の開店は、道路拡幅と同時に又は道路拡幅工事完了後に行われることを強く希望する。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十年八月八日から同年九月八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで